



青森県報

第二千四百二十二号

平成十五年二月二十八日(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|--------------------------|--------------|---|
| 救急病院の設置 | (健康医療課) | 一 |
| 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正 | (団体経営改善課) | 一 |
| 保安林の指定解除予定 | (林政課) | 二 |
| 右 同 | (同) | 二 |
| 証紙売りさばき人の指定 | (経理課) | 二 |
| 公 告 | | |
| 農地保有合理化事業規程の承認 | (構造政策課) | 三 |
| 換地処分 | (農村整備課) | 三 |
| 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 | (教育庁スプーツ健康課) | 三 |
| 公安委員会 | | |
| 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 | (生活安全課) | 三 |
| 右 同 | (同) | 四 |
| 型式の検定適合遊技機 | (同) | 六 |
| 平成十五年二月二十六日定例公告中 | (教育庁) | 八 |

告 示

青森県告示第百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木村守男

| 名 称 | 所 在 地 | 認定の有効期限 |
|--|---|------------------------------------|
| 三戸町国民健康 院 三戸郡三戸町中央病 院 藤崎町国民健康 院 藤崎町国民健康 院 | 三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の 一 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一 | 平成十八年二月二十八 日 平成十八年三月二十一 日 |

青森県告示第百六号

昭和五十年九月六日青森県告示第百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木村守男

二の表はちのへ第一区域の項の前に次のように加える。

| 階上区域 | 1 小型定置漁業 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 階上漁業協同組合の 地区 | 2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行 ういかつり漁業 |

二の表深浦区域の項を次のように改める。

| | |
|-------------------------|---|
| 深浦区域 深浦漁業協同組合の 地区 | 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて主としていかつり漁業 2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 4 小型定置漁業 5 たい・ぶり定置漁業及び内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置して主としてぶりをとる漁業 6 底建網漁業 |
|-------------------------|---|

二の表岩崎村第二区域の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------------|--------------------|
| 小川原湖区域 小川原湖漁業協同組合の地区 | 1 底びき網を使用して行うしじみ漁業 |
|-------------------------|--------------------|

三の表階上区域及び深浦区域の項を削除する。

青森県告示第百七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

十和田市大字立崎字山ノ外六九の二・六九の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 保安林を解除しようとする理由
鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡七戸町字鶴児平一三八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由
鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字小栗山字長田一〇の八
有限会社千葉ブロック工業

二 指定年月日
平成十五年二月二十八日

三 売りさばき場所
弘前市大字三岳町五の二

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、浪岡農業協同組合が定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、中沢長科地区の県営土地改良事業に係る鶴喰工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年二月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

青森県入スポーツ科学センター情報システム詳細設計・システム開発関連ソフトウェア

ア 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁スポーツ健康課
青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年十二月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所東北支社

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目四の一

六 契約金額

七千五百七十万五千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十五年二月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

一 講習会の日時及び場所

| 開 催 日 時 | 講 習 場 所 |
|--|-----------------------------|
| 平成十五年 四月二十四日 午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで | 黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署 |
| 五月二十三日 | 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署 |
| 六月二十日 | 弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署 |
| 七月十七日 | 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署 |
| 八月二十八日 | 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署 |
| 平成十六年 二月十九日 | 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部 |

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
 - 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 5 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃若しくは空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第五条の八第二項の規定により公表する。

平成十五年二月二十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

一 講習会の日時及び場所

| 開 催 日 時 | 講 習 場 所 |
|---|----------------------------|
| 平成十五年 四月十七日 午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで | 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署 |
| 五月二日 午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで | 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部 |
| 五月八日 午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで | 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 八月二十二日 | 八月八日 | 七月三十一日 | 七月二十四日 | 七月十日 | 七月三日 | 六月二十七日 | 六月十二日 | 六月五日 | 五月三十日 | 五月十四日 | |
| " | 午後零時三十分から午後零時五十五分まで | 午前八時三十分から午前八時五十五分まで | " | " | " | " | " | " | " | " | 十五分まで |
| " | 午後一時から午後四時まで | 午前九時から午後零時まで | " | " | " | " | " | " | " | " | |
| 八 | 西津軽郡木造町字千代町一三の六 五戸警察署 | 三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六 五戸警察署 | 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部 | 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署 | 南津軽郡大鰐町大字蔵館字道添七 大鰐警察署 | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署 | 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の一 三戸警察署 | 黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署 | 三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署 | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署 | むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|-------|
| 十一月十三日 | 十一月六日 | 十月三十一日 | 十月二十三日 | 十月十六日 | 十月九日 | 十月三日 | 九月二十六日 | 九月十八日 | 九月十一日 | 九月五日 | | |
| " | " | " | " | " | " | 午後零時三十分から午後零時五十五分まで | 午後零時三十分から午前八時五十五分まで | " | " | " | | |
| " | " | " | " | " | " | 午後一時から午後四時まで | 午前九時から午後零時まで | " | " | " | | |
| 一 | 黒石市北美町二丁目四七の一 五戸警察署 | 三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六 五戸警察署 | 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二 三戸警察署 | むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署 | 三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署 | 上北郡七戸町字大沢五七の四九 七戸警察署 | 下北郡大間町大字大間字大間五四の一 大間警察署 | 北津軽郡金木町大字金木字芦野二一六の八九 金木警察署 | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署 | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署 | 木造警察署 |

二 講習科目

1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

| | | | | |
|------------|---|---------------------|---------------------------|------------------------------|
| 三月十二日 | " | " | " | 五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署 |
| 三月五日 | " | " | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署 | |
| 二月二十七日 | " | " | 上北郡野辺地町字新町裏一の二 野辺地警察署 | |
| 一月二十三日 | " | " | 東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢三 蟹田警察署 | |
| 平成十六年一月十六日 | " | 午後零時三十分から午後零時五十五分まで | 午後一時から午後四時まで | 南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城八七の一 浪岡警察署 |
| 十二月十九日 | " | 午前八時三十分から午前八時五十五分まで | 午前九時から午後零時まで | 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部 |
| 十二月十二日 | " | " | " | 弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署 |
| 十二月四日 | " | " | " | 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署 |
| 十一月二十七日 | " | " | " | 八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署 |
| 十一月二十日 | " | " | " | 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五の五〇 板柳警察署 |
| | " | " | " | 黒石警察署 |

| | | | |
|---|---------|------------|-------------|
| " | 遊技機の種類 | 型 式 名 | 製造業者又は輸入業者名 |
| " | ぱちんこ遊技機 | CRロボミッツNB | 株式会社藤商事 |
| " | | CRロックンセブンF | 豊丸産業株式会社 |
| " | | CRロックンセブンM | " |

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

平成十五年二月二十八日

青森県公安委員会告示第十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

- 1 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 2 猟銃用火薬類に関する法令
- 3 受講者の資格
- 4 受講手続
- 5 講習修了証明書の交付

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------|----------|-----------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|------------|-------------|------------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 回胴式遊技機 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| ニューペガサス a | パイジマ 30 | シオメール 30 | チャンプルー 30 | ゴーゴージャグラー S 30 | CR必殺仕事人激闘編ZR1 | CR必殺仕事人激闘編XR1 | CR必殺仕事人激闘編WR1 | CR必殺仕事人激闘編VR1 | CR必殺仕事人激闘編MR1 | CRファイバーザキングJX | CRファイバーザキングMX | CRファイバーザキングFX | CRセブンレインH | CRキン肉マンF | CRワイルドミルキーマ | CRロッキンセブンス |
| 株式会社エマ | 株式会社メーシー販売 | 〃 | 株式会社パイオニア | 株式会社北電子 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 京楽産業株式会社 | 〃 | 〃 | 株式会社三共 | 株式会社銀座 | マルホン工業株式会社 | 株式会社ニューギン | 〃 |

正
誤

| | |
|---|---------------|
| 平成15年2月28日 第二四二号 | 発行年月日 発行番号 |
| 公 告 | 区 分 |
| 四 | ペ ー ジ |
| 上 | 段 |
| 二 | 行 |
| <p>誤</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。</p> | |
| <p>正</p> <p>予定価格の制限の範囲内で売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の三の規定により落札対象とする者を落札者とする。</p> | |

教育庁学校施設課

| | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県 | 印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 |
|--------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭